



# 埼玉県報

第 2 4 2 7 号  
平成 2 4 年 9 月 2 5 日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る告示\(北部地域振興センター\)](#)
- [埼玉県青少年健全育成条例に基づく有害図書等の指定\(青少年課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [森林整備事業埼玉県版標準積算システム導入業務に関する契約の相手方等の公示\(森づくり課\)](#)
- [鴻巣都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧\(公園スタジアム課\)](#)
- [県道騎西鴻巣線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道騎西鴻巣線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立小児医療センター医療情報システム更新業務一式に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第千二百九十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年九月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ピースふぁいぶるクラブ
- 三 代表者の氏名  
中村 明弘
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県熊谷市中奈良二千三百五十三番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、熊谷市を中心とした地域の住民に対し、スポーツおよび文化活動の環境を提供することで、地域住民の交流や健康増進といった地域づくりに寄与することを目的とする。

# 告示

埼玉県告示第千二百九十二号

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）第十一条第一項の規定に基づき、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある有害図書等として、次のとおり指定する。

平成二十四年九月二十五日

埼玉県知事 上田清司

指定番号	種類	名称	発行所	指定理由
一一五二七	雑誌	図解アリエナ イ理科ノ教科 書改訂版	株式会社三才 ブックス	青少年の犯罪又は自殺を著しく誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがある。
一一五一八	雑誌	図解アリエナ イ理科ノ教科 書 B	株式会社三才 ブックス	同 右
一一五一九	雑誌	図解アリエナ イ理科ノ教科 書 C	株式会社三才 ブックス	同 右
一一五二〇	雑誌	図解アリエナ イ理科ノ工作	株式会社三才 ブックス	同 右
一一五二一	雑誌	図解アリエナ イ理科ノ実験 室	株式会社三才 ブックス	同 右
一一五二二	雑誌	新版アリエナ イ理科	株式会社三才 ブックス	同 右

## 告 示

埼玉県告示第千二百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

妻沼東宝リバーサイドモール

埼玉県熊谷市弥藤吾千百二十番地一

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎

新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一

株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

株式会社赤ちゃん本舗 代表取締役 小原宏

大阪府大阪市中央区南本町三丁目三番二十一号

株式会社マツモトキヨシ 代表取締役 隼田登志夫

千葉県松戸市新松戸東九番地一

株式会社大川屋 代表取締役 栗原俊夫

埼玉県熊谷市田島二百七十五番地一

富士情報通信株式会社 代表取締役 小暮雅幸

群馬県前橋市本町二丁目十一番二号

（変更後）株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎

新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一

株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

株式会社ワッツオースリー販売 代表取締役 越智正直

大阪府大阪市中央区城見一丁目四番七十号

株式会社マツモトキヨシ 代表取締役 松本清雄

千葉県松戸市新松戸東九番地一

富士情報通信株式会社 代表取締役 小暮雅幸  
群馬県前橋市本町二丁目十一番二号

八 変更年月日

平成二十四年九月三十日

二 届出年月日

平成二十四年九月十三日

二 縦覧期間

平成二十四年九月二十五日から平成二十五年一月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年九月二十五日から平成二十五年一月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第千二百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年九月二十五日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

妻沼東宝リバーサイドモール

埼玉県熊谷市弥藤吾千百二十番地一

## ロ 変更の概要

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 六四八・八平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 六四八・八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 面積 一一五・二立方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 一一五・二立方メートル

## ハ 変更年月日

平成二十四年九月三十日

## 二 届出年月日

平成二十四年九月十三日

## 二 縦覧期間

平成二十四年九月二十五日から平成二十五年一月二十五日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十四年九月二十五日から平成二十五年一月二十五日まで

## ロ 意見書提出先



# 告 示

埼玉県告示第千二百九十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司



- 1 購入等件名及び数量  
森林整備事業埼玉県版標準積算システム導入業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県農林部森づくり課治山・森林管理道担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3 丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成24年8月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
社団法人農業農村整備情報総合センター 東京都中央区日本橋富沢町10番16号
- 5 契約金額  
25,620,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1  
項第1号に該当

## 告 示

埼玉県告示第千二百九十六号

鴻巣市から鴻巣都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成二十四年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十五日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 騎西鴻巣線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>行田市大字堤根字中通 六六〇番一地先から</p> <p>同市大字堤根字中通 六七〇番一地先まで</p>			区 間
<p>一〇・五〇 三五・六〇</p>	<p>七・三〇 一三・六〇</p>	敷地の幅員 (メートル)	
<p>一五九・七七</p>	<p>一四七・一六</p>	延長 (メートル)	
<p>独立行政法人水資源機構 が行う武蔵水路改築工事に 伴う迂回道路</p>			備 考

## 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十五日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

<p>騎西鴻巣線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>行田市大字堤根字中通 六六〇番一地从先から 同市大字堤根字中通 六七〇番一地从先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年九月二十七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十四年九月二十五日付け 埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十三号で告示した道路区域の供用開始である。 延長一五九・七七メートル。</p>	<p>備考 県道仮廻し。 独立行政法人水資源機構が行う武蔵水路改築工事に伴う迂回道路。</p>

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年九月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年六月十四日

指令川建セ第二四 一七号

二 検査済証番号

平成二十四年九月十九日

川建セ第二四 四二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字唐子四九四二番一、四九四二番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾五 一番地一

山崎 哲也

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年九月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十四年五月二十一日

指令川建セ第二四 七号

## 二 検査済証番号

平成二十四年九月二十日

川建セ第二四 四七号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字金光地五三二番八、五三五二番一三、五三五

二番一九、五三五七番二、五三五七番八

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県志木市本町六丁目二五番一五号 エクセルコート 102号

栗田 光樹 栗田 香織



## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年九月二十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十四年五月十日

指令越建セ第二三〇〇五二一号

### 二 検査済証番号

平成二十四年九月十八日

越建セ第三〇七―一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字西原五百六十二番三、五百六十二番四

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田四丁目十番三号 第一関根コーポ一〇五号

関根 龍之

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年九月二十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十四年九月十二日

指令越建セ第二三〇〇五一号

### 二 検査済証番号

平成二十四年九月十八日

越建セ第三〇八一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字下堤外千七百三十二番五

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸五丁目九番十二号 サンヴェール・F二〇四号室

玉城 良太 玉城 朋衣

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第三十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年九月二十五日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県立小児医療センター医療情報システム更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県立小児医療センター事務局医事・経営担当  
埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100 番地
- 3 落札者を決定した日  
平成 24 年 9 月 13 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本電気株式会社 関東甲信越支社 支社長 山本 俊哉  
埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1 丁目 10 番地 17
- 5 落札金額  
522,375,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成 24 年 8 月 3 日